

明治初期における複本位制の成立

岡 田 俊 平

一

明治四年（一八七一年）五月十日制定の「新貨条例」は、純金二三・一五グレインを含む一円金貨を原貨と定めて、わが国の貨幣制度を金本位制に統一しようとするものであった。しかし同時に、各開港場における貿易取引と外国人よりの納税に用いるための貨幣として、純銀三七四・四グレインを含む一円銀貨が鑄造され、この一円銀貨一〇〇円は本位金貨一〇一円に当るという法定比価が定められたので、「新貨条例」にもとづく貨幣制度は、原則として金本位制ではあるが、地域的には金銀複本位制が認められるという不統一な形態になっていたのである。⁽¹⁾

さらに、この一円銀貨は開港場以外においても、取引当事者双方の承諾があれば支払手段として使用することが可能であると定められており、また「造幣規則」第四条においても、銀地金および日本あるいは外国銀貨幣の

明治初期における複本位制の成立

明治初期における複本位制の成立

提出に対して、純銀一六に純金一の割合をもって本位金貨を払い渡すこと、あるいは一円銀貨を希望する者には造幣寮の都合によってこの銀貨を払い渡すという自由鑄造の規定が設けられているのである。^②したがって、「新貨条例」によって定められたわが国の貨幣制度は、一元的な金貨本位制ではなく、事実上は金銀複本位制の性格をもっていたといわなければならないのである。

このような性格をもつ貨幣制度が形成されたために、もし市場において成立する金銀比価と「新貨条例」によって規定された金一対銀一六・〇一四という法定比価との間に隔差が生じた場合、金銀二種の金属のうち地金市場で法定比価よりも高く評価される金属は、貨幣としての流通から駆逐されて商品としての地金に還元されるに至るであろう。あるいは複本位論者が主張するところの補整作用が行われることなく、もし一方の金属の市場価格が持続的に下落する場合に、この本位制度を維持しようとするれば法定比価を常に市場比価に即応するように修正しなければならないであろう。

- (1) 「貨政考要」法令編、第一卷三―四〇頁
- (2) 同右、四二―三頁

二

「新貨条例」が制定された一八七一年の頃は、国際的銀相場の標準となっていたロンドン銀塊相場が漸次低落を示しはじめる直前の時期であった。それまで数十年に亘って英国標準銀一オンスの価格は六〇ペンスの上下きわめて僅かな変動を生ずるにすぎなかったし、金銀比価は一八〇三年フランスにおいて法定された造幣比価一対

第1表 ロンドン銀塊相場および金銀比価

明治初期における複本位制の成立

年次	標準銀1オンス の年平均価格 (単位ペンス)	金銀比価	年次	標準銀1オンス の年平均価格 (単位ペンス)	金銀比価
1833 (天保4年)	59. $\frac{3}{16}$	15.93	1853	61. $\frac{1}{2}$	15.33
1834	59. $\frac{15}{16}$	15.73	1854 (安政元年)	61. $\frac{1}{2}$	15.33
1835	59. $\frac{11}{16}$	15.80	1855	61. $\frac{5}{16}$	15.38
1836	60.0	15.72	1856	61. $\frac{5}{16}$	15.38
1837	59. $\frac{9}{16}$	15.83	1857	61. $\frac{3}{4}$	15.27
1838	59. $\frac{1}{2}$	15.85	1858	61. $\frac{5}{16}$	15.38
1839	60. $\frac{3}{8}$	15.62	1859	62. $\frac{1}{16}$	15.19
1840	60. $\frac{3}{8}$	15.62	1860 (万延元年)	61. $\frac{11}{16}$	15.29
1841	60. $\frac{1}{16}$	15.70	1861 (文久元年)	60. $\frac{13}{16}$	15.50
1842	59. $\frac{7}{16}$	15.87	1862	61. $\frac{7}{16}$	15.35
1843	59. $\frac{3}{16}$	15.93	1863	61. $\frac{3}{8}$	15.37
1844 (弘化元年)	59. $\frac{1}{2}$	15.85	1864 (元治元年)	61. $\frac{3}{8}$	15.37
1845	59. $\frac{1}{4}$	15.92	1865 (慶応元年)	61. $\frac{1}{16}$	15.44
1846	59. $\frac{5}{16}$	15.90	1866	61. $\frac{1}{8}$	15.43
1847	59. $\frac{11}{16}$	15.80	1867	60. $\frac{9}{16}$	15.57
1848 (嘉永元年)	59. $\frac{1}{2}$	15.85	1868 (明治元年)	60. $\frac{1}{2}$	15.59
1849	59. $\frac{3}{4}$	15.78	1869	60. $\frac{7}{16}$	15.60
1850	60. $\frac{1}{16}$	15.70	1870	60. $\frac{9}{16}$	15.57
1851	61.0	15.46	1871	60. $\frac{9}{16}$	15.57
1852	60. $\frac{1}{2}$	15.59	1872	60. $\frac{5}{16}$	15.63

年次	標準銀1オンス の年平均価格 (単位ペンス)	金銀比価	年次	標準銀1オンス の年平均価格 (単位ペンス)	金銀比価
1873	59. $\frac{1}{4}$	15.92	1880	52. $\frac{1}{4}$	18.05
1874	58. $\frac{5}{16}$	16.17	1881	51. $\frac{15}{16}$	18.16
1875	56. $\frac{7}{8}$	16.59	1882	51. $\frac{13}{16}$	18.19
1876	52. $\frac{3}{4}$	17.88	1883	50. $\frac{5}{8}$	18.64
1877	54. $\frac{13}{16}$	17.22	1884	50. $\frac{3}{4}$	18.57
1878	52. $\frac{9}{16}$	17.94	1885	48. $\frac{9}{16}$	19.41
1879	51. $\frac{1}{4}$	18.40			

(「貨幣制度調査会報告」 pp.9-12)

一五・五の基準から大きく離れることなく、ロンドンにおける金銀の市場比価もこのフランスの造幣比価によって調整されていたのである。¹⁰⁾ (一八三三年より一八八五年までのロンドン銀塊相場および金銀比価は第一表に見られるような状態であった。)

しかしながら、一八六〇年代の後半以降アメリカ、メキシコの銀産額が急激に増加しはじめたことと、一八七一年ドイツが幣制改革によって金本位制の採用を決定し、七三年より余剰の貨幣用銀を売却しはじめたことによって、地金市場における銀の供給量が増加し、またインド向け輸出の銀に対する需要が減退したことによって、銀の需給関係を混乱せしめる原因が生じて来たのである。

さらに、一八七三年にはドイツと密接な経済的關係をもつデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの諸国が、複本位制を維持することによって銀の流入・金の流出を招くことを恐れて、銀の自由鑄造を停止し、また一八七四年にはラテン貨幣同盟諸国——フランス、ベルギー、スイス、イタリア——も銀貨幣の鑄造額を制限する措置をとり、オランダも七五年

に銀貨鑄造を停止して、金貨を鑄造することを定めた。⁽²⁾ 一八七三年アメリカもまた標準金二五・八グレインの二非金貨を価値単位とし、貿易弗・半弗等一非銀貨以外の銀貨の強制通用額を五弗に制限し、さらに七四年にはすべての銀貨幣の無制限法貨としての資格を停止することを決定して、跛行本位制の貨幣制度をとるに至ったのである。⁽³⁾ このように欧米諸国の貨幣制度が複本位制から跛行本位制あるいは金本位制に移行了した結果、貨幣用銀の需要は減少し、多量の銀が金との交換を求めて市場に提供されることとなり、このことが銀生産高の増加と相俟って銀の市場価格をいよいよ急速に下落せしめるに至ったのである。(一八七〇年代のロンドン銀塊相場は第一表に示したような状態であって、一八七三年以降逐年下落していることが知られるのである。)

一八七一年すなわち「新貨条例」制定の年以降にあらわれた急激な銀価低落の情勢下において、法制上金本位制を称えながら事実上は金銀複本位制の性格をもつ貨幣制度をとっていたわが国の経済はどのような影響を受け、また当時の政府はこの情勢に対してどのような調整策を施したのであろうか。

まずはじめに見られる貨幣政策は、金銀法定比価を市場比価に接近せしめようとするものであった。すなわち明治八年(一八七五年)二月二十八日、量目四二〇グレイン・品位九〇〇位の貿易銀を鑄造することについての太政官布告があり、四月一日以後大阪造幣寮に提出される銀地金はすべてこの貿易銀に鑄造することが布達された。この規定によって、わが国における金銀の法定比価は明治四年制定の対一六・〇一四から対一六・一七に修正されたのである。

この貿易銀はアメリカが一八七三年の貨幣法によって、東洋貿易市場特に中国においてメキシコ弗よりも好尚される通貨を供給し、また生産量の増加しつつあったアメリカ銀の新しい市場を開拓するために、鑄造すること

明治初期における複本位制の成立

を定めた貿易弗と同位同量である。わが国の貿易銀の鑄造についても、明治七年（一八七四年）四月二十三日の大蔵省の建議は、東洋貿易市場における洋銀の国際通貨的地位に対抗するために、素材価値のすぐれた日本銀貨を鑄造することが必要であることを説いており、円銀増量の趣意はアメリカにおける貿易弗鑄造の目的と同様であることを示している。⁽⁴⁾しかしながら、アメリカの貿易弗は合衆国内に流通せしめることを意図したものではなく、ただ国内において五弗の制限額以内で法貨と認められたにすぎず、しかも一八七六年にはその制限法貨的資格すら否定されたのに対して、わが国の貿易銀は、開港場限り無制限法貨とするという地域的限定があるとはいえ、本位金貨と並んで国内流通が認められており、複本位制の性格をもつ貨幣制度を構成していたのである。したがってわが国における増量貿易銀鑄造の理由は、単に東洋市場における貿易通貨の地位を確保するにあつたのみでなく、金銀市場比価の変動にしたがって法定比価を調整し、わが国の複本位的貨幣制度を維持することにあつたと考えることができるのである。

この法定比価の修正も銀の市場価格がさらに低落する国際的情勢の下にあつては、金の流出を防止する効果をもち得ないものであつた。明治八年十月、大蔵省七等出仕川路寛堂が大蔵卿大隈重信に提出した「現貨濫出論」を見ると、

「現貨ノ濫出スルハ輸出入ノ差并ニ外債ノ消却等ヲ正金ニテ払フカタメト云ハ至当ノ理ナレトモ、金貨ノ輸出入スルハ別ニ昭然タルノ源因アツテ、而シテ輸出入ノ平均ヲ得サルニ関セス又若干ノ外債ヲ消却スルニ関セス、何ヲカ現貨ト云中外諸貨幣是ナリ、何ヲカ金貨ト云特ニ明治四年以来鑄造セシ金円是ナリ、此故ニ輸出入ノ不平均即チ現貨ノ濫出ト金貨ノ輸出ト各其源因ヲ異ニシテ、而シテ之ヲ論スル更ニ二途ニ分タスンハアルヘカラ

ス⁽⁶⁾

として、金貨流出は、わが国の国際収支の不均衡のみによるものではなく、むしろ金銀法定比価が不適切であることにもとづく主張するのである。すなわち、

「金貨ノ輸出スル源因ハ他ナシ金相場ノ差異アルニ依ルヘシ、故ニ愚前キニ輸出入ノ不平均ト其源因ヲ異ニス
ト云リ、金相場ノ差異トハ何事ソ東西洋相場ノ差異アルヲ云ナリ、(以上金貨輸出ノ源因ハ金相場ノ差ニ因ルトノ
論ハ当五月中東京日々新聞社説ト相伯仲セリ)
之ヲ適切ニ云ヘハ一言ニシテ尽スヘシ、曰ク日本ハ当今金ノ価歐洲ニ比スレハ低下ト云ナリ、仮令ヘハ倫敦ニ
テ日本金円壹枚ノ価四拾九ペンスナルニ、之ヲ日本ニテハ四拾七ペンスノ比例ヲ以テ買得ルト云カ如シ、比故
ニ洋商ノ我地ニ在ルモノ(或ハ本国ノ注文ヲ受ケ)其低価ノ金ヲ買ヒ、多クハ之ヲ倫敦ニ輸入シ(倫敦ニハ普
ク世上ノ貨幣及金屬ノ市場アレハナリ、然レトモ法蘭西日耳曼等ニ入モノモ亦少ナカラスト云)其利ヲ射ルモ
ノナリ」⁽⁷⁾

と、わが国の金貨は一個の商品として輸出されており、もしわが国の金貨が高価であればその流出を減少せしめることが可能であることを説いているのである。たとえば明治八年一月の横浜貨幣市場の相場は洋銀一〇〇弗に付紙幣一〇三円八七五、金貨一〇一円八七五である。この洋銀一弗の英貨一覽払為替相場は四九ペンス半であるから、英貨二〇ポンド一二シリング六ペンスをもって日本金貨一〇一円八七五が得られることになる。しかるに当時ロンドンにおける日本金貨の相場は一〇〇枚に付二〇ポンド九シリング半、洋銀は一〇〇弗に付二〇ポンド九シリングである。したがって英貨と日本金貨との交換には何等利益がないのであるが、洋銀を日本金貨と交換する場合には一円八七五の利益が得られるのである。わが国におけるこのような金銀相場を修正し、「銀ヲ駆逐

明治初期における複本位制の成立

明治初期における複本位制の成立

シテ金ヲ海門ニ迎フルノ方策」として、「大蔵省ニ於テ壹貳拾万ノ墨銀ヲ此運轉ノ方策ニ供シ、性敏捷ニシテ中外ノ商務ニ通知スルモノニ密命シ或ハ買ヒ或は売ラシメ出沒転々セシメ」とともに、

「海関ニ於ル金貨ノ低価（今貿易銀百枚ニ付金貨百枚ノ割）ヲ廢シ、貿易銀壹枚ト金円壹枚ト同比例（或ハ相場ニ依テ金円ノ

貿易銀ヨリ高価ニ至ルモ知レス）ヲ以テ関税ニ取領シナハ、縦令ヘ日本ヲシテ黄金ノ世界トナスコト能ハストモ、蓋シ方今ノ金銀価程ヲ變シ稍々金貨ノ流出ヲ防クニ至ルヘキ乎」^⑥

と、金貨流出を防止するためには金銀法定比価の修正が必要であることを述べているのである。

この川路寛堂の提案にあるように、明治九年（一八七六年）三月四日、明治政府は本位金貨一〇一円対貿易銀一〇〇枚という従来の変換率を金貨一〇〇円対貿易銀一〇〇枚に改めることを布告した。この措置も本位金貨と貿易銀の比価を一對一六・三三として、法定比価を市場比価に追従せしめようとしたものに他ならない。このように実質的に金銀複本位制であったわが国の貨幣制度を維持するために、法定比価を市場比価に接近せしめる目的をもって「貨幣条例」の改正が行われたのであるが、このような法定比価の修正は常に市場比価に追従する意味をもつにすぎず、先進諸国が銀の非貨幣化を実施しつつある情勢の下において、世界的な銀価下落の趨勢に對抗して、この法定比価が市場比価を先導する効果をもつものでないことは明らかであろう。

次いで明治十一年（一八七八年）五月二十七日、「我邦カ独リ東洋銀貨国ノ間ニ介シテ金貨本位制ヲ維持スルノ甚タ困難ニシテ寧ロ金銀複本位制ヲ行フノ容易ニシテ便利ナルニ如カ」^⑦という理由にもとづいて、右の貿易銀は開港場に限らず国内一般に通用し、租税其他公私の取引に無制限に受払されるべき貨幣であることが布告された。この改正によって貿易銀は本位金貨と並んで無制限法貨の資格をもつものとなり、わが国の貨幣制度は

金銀複本位であることが法制上確定されたのである。

さらに同年十一月二十六日、政府は増量貿易銀の鑄造を停止して、旧貿易銀すなわち量目四一六グレイン・品位九〇〇位の壹円銀貨の鑄造を復活することを決定した。したがって、わが国における金銀法定比価は再び増量貿易銀の発行を制定した時と同じく一対一六・一七に復帰したのである。

アメリカにおいても同年二月末、純銀三七一・二五グレイン（量目四一二・五グレイン品位九〇〇位）を含む弗銀貨を無制限法貨として鑄造するブランド・アリソン法が制定され、貿易弗の鑄造は停止されていたのである。この法律によって弗銀貨は同国の価値単位と定められていた標準量目二五・八グレインの金貨幣とともに本位貨幣となり、金銀複本位制が法制上確立されたのであった。「ヨーロッパにおいては、いずれの国も銀に対して造幣局を開く勇氣をもち得なかつた時にあつて、アメリカ合衆国は愚かにも進んで独力で銀価を支えようと企てたのである」¹⁰⁰が、このような措置を実施するに至つたのは、同国における銀生産の増加による銀価の下落に對して、銀鉱山所有者の利益擁護のために銀価を維持しようとしたことに他ならなかつたのであつた。したがつて、アメリカは國際的複本位制の体制を形成し金銀比価を國際的に確定するために國際貨幣會議の開催を提唱して、同年八月その第一回會議をパリにおいて開催することに努力をつくしたのである。

このアメリカの複本位制採用に追蹤するかのようにな、わが国も亦「貨幣條例」の改正を行つて複本位制を制定していることは前述したところであるが、その改正の目的は必ずしもアメリカにおけるものと同じであつたとは考えられないのである。といふのは、わが国はアメリカのような銀産国ではなく、また銀価維持によつて銀生産者の利益を保護すべき必要が強くなかつたからである。わが国の貨幣制度はすでに明治四年以來事実上複本位制

明治初期における複本位制の成立

の性格を包蔵していたのであって、明治十一年に至ってそれを法制化したのであった。しかしながら、その場合世界的に銀価格が低落をつづけている傾向に順応して銀の法定価格を引下げるべきであるのに、アメリカと同じくわが国においても銀の造幣価格はかえって引上げられたのであるが、この国際的動向に逆行する貨幣政策がとられたことをどのように理解すべきであろうか。

「貨政考要」によれば、

「政府カ當時円銀ノ量目ヲ或ハ増シ或ハ減シ、又之ヲシテ本位ノ地ニ立タシムルニ至レル所以ノ者ハ他ナシ、宇内銀ト金トノ關係ノ變動之カ原因ヲ為セルノミ」⁽¹⁾

とあって、銀価格を引上げたことも金銀法定比価の調整のためであったと説いているが、もし法定比価を市場比価に順応せしめることが目的であったとすれば、この場合には銀貨幣の量目増加、あるいは金貨幣の量目減少の方策がとられるはずであった。それにもかかわらず、増量貿易銀の鑄造が停止され、旧一円銀の鑄造が復活されたのは、明治十一年八月太政大臣宛に提出された大藏卿の伺書に、

「我該銀貨ノ通用ハ未タ洋銀ホドニ信憑ヲ得ル能ハザルノ実アルヤ、動モスレバ量目ノ輕重如何ヲ問ハスシテ洋銀ト同価ノ取引等ヲ為シ、若シクハ少小ノ間金ヲ以テ貿易銀ヲ受取り之ヲ鎔解シテ地金ト為シ、運賃保険料等ヲ引去リ猶ホ売買上若干ノ利潤ヲ収ムベキ割合トナリ、遂ニ貨幣ノ本色即チ交換媒物ノ用ヲ失フニ至リ」⁽²⁾

とあるように、貿易銀が通貨としての機能を失ったことが、その鑄造を停止するに至った理由であったとされているが、さらにその伺書は、

「先年貿易銀増量ノ挙ハ原ト米合衆國ニ於テ四百二十ゲレインノ貿易銀ヲ發行セシメタルニ根シ、聊カ之ニ抗

抵スルノ旨趣ヨリシテ相起リタル次第ニ候得共、此頃同国ニ於テモ実験ノ効用格別相見ヘザル所ヨリ右鑄造方
断然相廢シ、更ニ四百十二ゲレイン余ノ新銀貨を發行致シ候趣ニ付テハ、矢張新ヲ停メ旧ニ復スルノ機至リ、
其通り着手シ候テ更ニ不都合等ノ儀無之」⁴³⁾

と述べており、貿易銀の鑄造開始の時と同じく、その廃止もまたアメリカの貿易政策に追隨することが妥当であると主張しているのである。「新貨条例」を制定する場合にもアメリカの貨幣制度を調査した結果、同国の幣制の動向にしたがったのであったが、さらにわが国の増量貿易銀の鑄造の開始および停止についても、アメリカにおける貿易非に関する政策の変遷に追隨していることが見られるのである。

しかしながら、複本位制の制定については、さきに述べたように、アメリカの幣制改革とその理由を同じくするものではなかった。アメリカにおいては銀に対する需要の増進、銀価の維持を目的として銀貨に本位貨幣の地位を与えようとしていたのに対し、わが国は洋銀を国際通貨の中核とする経済的環境の中にあつて国際収支は常に逆調をつづけていたために、銀を需要する立場にあつたのである。しかも、銀価を引上げることによって貨幣素材としての銀の流入を容易にすれば、東洋市場における貿易通貨として洋銀に対抗する一円銀貨を豊富に供給することが可能となり、わが国の貿易商人が洋銀獲得のために多額の打歩を支払ってきた不利益な条件を除去することができるという期待にもとづいて、銀の造幣価格引上の措置がとられたと考えられるのである。

明治十一年五月、金銀複本位制を法制的に定めてはいるが、当時のわが国の通貨構成は金の流出あるいは退蔵によつて金貨の流通を見ることがなく、銀貨が貿易通貨として用いられ、国内通貨は政府紙幣と国立銀行券によつて占められていた。金貨鑄造のことについて明治八年大蔵省が説明しているところによると、明治四年六月十六

明治初期における複本位制の成立

日地金受入開始当初は、金貨鑄造を希望するものが造幣寮の鑄造能力を超えるほどであったが、造幣設備の拡張がなされた明治五年十月以降は次のような状況であった。

「金地金ノ輸入前日ノ如クナラス、却テ當時内外人民ノ銀地金ヲ輸入スルモノ多キニ、尚ホ金一銀一六ノ割合ニ比較シテ金貨ヲ附与スヘキ規則タルニヨリ、為メニ政府ノ損失甚シキニ至ラントス、乃チ明治六年十二月十九日ノ令ヲ請フテ造幣規則第四条ヲ改定シ壹円銀ヲ附与スヘキコトナセリ、而シテ明治七年に至テ金貨ノ鑄造著シク減少シ貳拾円貨拾円貨ノ鑄造アルコトナカリキ、蓋シ當時ノ為替相場金貨鑄造ノ為ニ不利益ナルノミナラス、既ニ人民ノ要望スル改鑄モ亦漸ク相充テ其流通ノ高全国民一口毎ニ平均凡壹円半ニ当ルヘキニ由テ然ルナリ、此時ニ当テ民間尚ホ旧金銀貨幣ヲ匿藏シ、加之或ハ之レヲシテ海外に濫出セシムルノ勢ニ至レリ」⁴⁰

すなわち、明治五年の末期頃より金銀の法定比価と市場比価の乖離によって金貨鑄造は減少の傾向を示し、明治七年に至ってその現象が著しくなったことを説明しているのである。さらに、右の説明書によると明治八年四月二十日造幣規則を改正して、造幣のために受取るべき品位詳明なる金地金は従来一五〇オンス以上と定めていたのを五〇オンス以上としたが、

「金貨ノ鑄造ハ聊カ相増スト雖モ尚五円貨ノ一種ノミニ過キス、殊ニ金貨ヲ要望スルノ所甚タ少ナク特リ英國ニ帰シ、其鑄造ヲ為スハ殆ント無益ニ属シ、寧ロ精製塊トシテ外債償却等ノ為メニ輸出スルニ如カサルノ勢ニ至レリ、因テ八月十二日主務ノ寮ニ令シテ政府ノ金地金ハ総テ金塊ニ作ラシメ以テ今日ニ至レリ、其他内外人民ヨリ輸入スル金地金ヲ鑄造スルモ依然トシテ専ラ五円ノ一種ニ過キス、蓋シ此一種ハ大小ノ中ヲ得テ最モ流用ニ便ナルニ由テ然ルナリ」⁴⁵

と述べられているような状態であって、金貨鑄造はきわめて少額であり、政府保有の金地金も鑄貨とすることなく、金塊として対外支払に充てられるに至ったことが明らかにされているのである。したがって、明治八年頃にはすでに「新貨条例」にもとづくわが国の金本位制は金地金本位制に接近しつつあったことが知られるのである。このように金貨鑄造が殆んど見られない状態にあったことを明らかにしているにもかかわらず、大蔵省の説明書は欧米の諸国において複本位制採用の論議がおこなわれていることに対して、

「金銀兩種本位ノ事ヲ議スル、我邦目下ノ燃眉ノ急務ニアラサルヲ以テ措テ論セス、依然トシテ金貨ノ本位ヲ永久ニ維持セントス」⁽⁸⁾

と述べ、金貨本位制を堅持すべきことを主張しているのである。しかしながら、一方において、明治八年二月発行を決定した増量貿易銀については、

「当時人民ノ鑄造ヲ乞フモノ僅少ナリト雖モ、近時東洋地方銀価ノ低下夥甚ナルノミナラス、我銀貨ヲ要スルモノ愈々多キヲ見レハ将来必ス銀地金ヲ輸入シテ之レヲ鑄造ヲ請フモノ一日ヨリ多キニ至ランコト、立テ竣ツヘキノミ」⁽⁹⁾

と、銀の市場価格の低落によって貿易銀の鑄造額が増加することを期待しているのである。

このように大蔵省が金貨本位制を維持することを主張しているながら、貿易銀鑄造の増加を期待していることは、わが国の金本位制は擬制的なものになっており、事実上は低廉な貨幣素材である銀を基礎とする貨幣制度を形成し、貿易通貨の供給を豊富にする点に貨幣政策の重点をおいていた結果であるという他はないのである。

複本位制をとる場合、市場において高く評価される金属は貨幣としての流通から排除され、低落する金属を素

第2表Ⅰ. 金貨発行高年度別表

年 度	20円	10円	5円	2円	1円	合 計
	円	円	円	円	円	円
明治4年	744,340	267,870	1,367,680	215,218	71,531	2,666,639
5年	176,800	17,730,570	5,288,140	264,252	177,176	23,636,938
6年	—	671,880	15,744,625	1,287,038	1,664,112	19,367,655
7年	—	—	3,640,410	—	116,302	3,756,712
8年	—	—	821,965	—	—	821,965
8年度	1,640	630	378,790	78	177	381,315
9年度	19,080	19,110	1,020,400	—	7,077	1,065,667
10年度	580	360	355,725	356	169	357,190
11年度	—	—	459,920	—	—	459,920
12年度	2,060	1,360	465,185	174	112	468,891
13年度	—	—	490,080	—	—	490,080
14年度	—	—	802,830	—	—	802,830
15年度	—	—	429,125	—	—	429,125
16年度	—	—	494,345	—	—	494,345
17年度	—	—	839,725	—	—	839,725
18年度	—	—	649,760	—	—	649,760

明治初期における複本位制の成立

第2表Ⅱ. 銀貨発行高年度別表

年 度	1円銀貨	貿易銀	年 度	1円銀貨	貿易銀
	円	円		円	円
明治4年	2,740,245	—	11年度	1,878,984	32,711
5年	944,804	—	12年度	3,306,181	—
6年	—	—	13年度	5,088,110	—
7年	942,006	—	14年度	3,294,325	—
8年	139,323	38,351	15年度	4,478,948	—
8年度	—	124,417	16年度	3,831,168	—
9年度	—	2,424,574	17年度	5,868,375	—
10年度	—	436,585	18年度	2,076,510	—

(「造幣局沿革誌」 pp.123—127)

材とする貨幣が流通手段となることは避けられない。「新貨条例」によって複本位制の性格をもったわが国の貨幣制度もまたこの交代本位の原理にしたがって、漸次市場比価の下落する銀が基準とならざるを得なかったのである。特に洋銀を貿易通貨とする東洋の経済的環境は、わが国のみが金本位制を固執することを困難ならしめるものであり、むしろ銀を貨幣の基準とすることによって豊富な貿易通貨を獲得し、貿易の発展をはかる方策を有利ならしめるものであった。またアメリカ、フランスを中心とする国際複本位運動が積極的になりつつあった国際情勢も、わが国の貨幣制度を複本位制へ移行せしめる要因の一つとなったものと考えられるのである。

このようにして、わが国の貨幣制度は対外的に事実上銀を基準とするものとなったのであるが、この結果、明治十二、三年頃洋銀取引所・横浜正金銀行の設立等もっぱら銀価安定を目的とする貨幣政策が実施され、また明治十七年五月銀貨兌換の日本銀行券を発行する「兌換銀行券条例」が制定されるに至ったということができるのである。(造幣局の金貨および一円銀貨・貿易銀の鑄造額は第二表に示すような状態であった。)

- (1) J. Laurence Laughlin, *The History of Bimetallism in the United States*, 4th ed., New York, pp. 118—121.
- (2) D. Barbour, *The Theory of Bimetallism and the Effects of the partial Demonstration of Silver on England and India*, London, 1885, pp. 60—62.
- (3) Laughlin, *op. cit.*, pp. 164—165.
- (4) *ibid.*, pp. 92—95.
- (5) 高垣寅次郎、「貨幣制度総説」東京、昭和四年、一二二—一二三頁
- (6) 「明治貨政考要」上編、東京、明治二十年、一四三頁
- (7) Laughlin, *op. cit.*, pp. 256—257.

明治初期における複本位制の成立

明治初期における複本位制の成立

- (6) 「大隈文書」A三四一五、川路寛堂「現貨濫出論」明治八年
- (7) 同右
- (8) 同右
- (9) 「明治三十年幣制始末概要」明治三十二年、一八頁
- (10) Laughlin, op. cit., p. 210.
- (11) 「明治貨政考要」上編、一四一頁
- (12) 「大隈文書」A一七六二、「新貿易銀ノ鑄造ヲ停メ旧貿易銀ヲ復スルノ儀ニ付太政官へ御伺案」明治十一年
- (13) 同右、
- (14) 同右、A一七四八、「貨幣鑄造ノ事」、明治八年
- (15) 同右、
- (16) 同右、
- (17) 同右、

二

明治六年より十年までの本位金貨、貿易通貨としての銀貨および国内通貨としての紙幣の相対的価値が安定していた期間においては、貨幣制度の根本的改革の問題は強く意識されることはなかった。したがって、その期間に貨幣制度の改革について施された措置の主要なものは、政府紙幣の流通量を縮減するために明治六年三月「金札引換公債証書発行条例」を制定したことと、金貨の流出を防止するために明治八年二月および九年三月に金銀

第3表 金貨輸出入額

年 度	輸 出 入	本邦金貨	同旧金貨	外国金貨	地 金
明治5年	輸 出 輸 入	142,646 —	2,542,140 —	— —	— —
6年	輸 出 輸 入	2,013,602 36,200	600,453 —	— —	— 1,977,707
7年	輸 出 輸 入	7,597,753 1,600	528,537 —	— —	— 1,100
8年上半期	輸 出 輸 入	6,058,281 —	1,051,818 —	5,496 —	24,240 24,899
8年度	輸 出 輸 入	5,591,343 —	1,497,955 —	2,189 —	1,843,707 1,616
9年度	輸 出 輸 入	1,905,614 391,994	491,134 6,355	17,432 2,889	439,671 482,506
10年度	輸 出 輸 入	4,641,969 —	1,050,545 —	17,332 —	501,928 —
11年度	輸 出 輸 入	5,323,859 6,945	834,962 —	5,444 —	— 18,514
12年度	輸 出 輸 入	5,308,805 653,585	18,654 —	9,748 —	558,261 72,890
13年度	輸 出 輸 入	1,864,042 300	3,007 293	20,292 —	225,853 150
14年度	輸 出 輸 入	1,463,795 —	— —	48,396 —	10,588 500
15年度	輸 出 輸 入	1,129,525 —	2,548 558	49,122 —	1,380 —
16年度	輸 出 輸 入	1,053,898 —	14,636 —	42,535 375	28,959 142,363
合 計	輸 出 輸 入	44,095,132 1,090,624	8,636,393 7,207	217,991 3,263	3,634,590 2,722,247

(「明治貨政考要」上編, p.132 別表)

第4表 金貨国内現存高

年次	金貨	年次	金貨
明治4年末	2,666,639円	12年末	19,822,836円
5年末	26,160,931	13年末	14,929,448
6年末	43,551,184	14年末	13,696,639
7年末	39,711,743	15年末	13,049,148
8年末	32,316,939	16年末	12,655,270
9年末	29,840,204	17年末	11,997,820
10年末	25,740,862	18年末	12,555,240
11年末	23,227,198		

明治初期における複本位制の成立

(「明治30年幣制改革始末概要」 p. 29)

法定比価を修正したことであった。この法定比価の修正があったにもかかわらず、金貨の流出は停止することなく、大蔵省商務局の河瀬秀治・鈴木利亨・神硬知常等による「財政之儀ニ付建言」の中にも、明治二年以来の継続的な輸入超過と金貨の海外流出について、

「新金貨の発行アリト雖トモ、其一大輸入超過ノ余勢ト爾後負フ所ノ債額ノ多キトノ為メニ、真貨ノ市上ニ出ルモノハ直チニ外人ノ舶載シ去ル所ト為リ、明治七・八年新金貨ノ輸出額ノ如キハ実ニ本邦人ヲシテ憤然ニ堪ヘザラシメタリ」⁽¹⁾

と述べられているように、金貨の海外流出はわが国にとって重要な問題であった。この情勢について「貨政考要」も、

「明治四年ヨリ同八年六月迄鑄成発行ノ金貨凡ソ五千余万円ノ内、其三千五百余万円ハ其十三年迄ニ海外ニ向テ流出シ去リ、内国ニ残存スル新金貨ハ僅ニ千五百余万円ニ超ヘサルニ至レリ」⁽²⁾

と述べているのである。(金貨流出入の状況を見ると第三表の通りである。また金貨の国内現存高についての推計は第四表に見られるような状態である。)

このように金貨は国外に流出し、したがって国内においても退職が

行われて、流通手段として市場に現われることのない状態に陥つたために、金本位制の維持は困難であるとして、明治十一年五月貿易銀に本位貨幣の資格を認めることによつて複本位制を法制化し、さらに十一月には貿易銀に代えて一円銀貨を本位貨幣と定め、銀の法定比価を引上げるに至つたのである。この措置は名目上複本位制を称しているとはいへ、実質的には金貨の流通を殆んど見ることのない通貨事情に対応して実施されたものであり、川路寛堂の「現貨濫出論」にあるように、「我国ヲ銀世界ノ一部分タラシメ、金世界ノ美ヲ他人ニ譲」つたのであつた。⁽³⁾

銀価が下落を続け、ヨーロッパ諸国において金本位制あるいは跛行本位制を採用しつつある時に、わが国は制度上は一对一六・一七の金銀法定比価にもとづいて複本位制をとることとし、事実上は一円銀貨を国際通貨とし、不換紙幣を国内通貨とする貨幣制度をもつに至つたのであるが、このように対外的に銀貨国の立場をとらざるを得なかつたことについて当時の貨幣当局に次のような期待があつたのではなからうか。すなわち、さきに引用した「財政之儀ニ付建言」と題する大蔵省の河瀬秀治等の意見には、

「金ノ外国ニ貴価ヲ有スルヤ未タ今日ノ如ク甚タシキコトヲ聞カス、故ニ必ス銀貨ヲ用フルノ国漸ク増加シ、金鉱ニ力ヲ用ユル者漸ク多キヲ加へ、金銀ノ差亦復相近キニ至ランコト蓋シ期シテ待ツヘキニ似タリ、縦令然ラサルモ本邦ノ如キハ固ヨリ銀貨少ナキノ国ニシテ、金之カ為メニ其真価ヲ保持スル能ハサルノ情アルナリ、豈ニ銀貨ヲ増鑄シテ以テ此情勢ヲ濟ハサル可ケンヤ」⁽⁴⁾

と世界的な金価格の高騰のため、銀を本位貨幣とする国家が増加し、また金生産量の増大が進められることによつて国際的に金銀比価の安定が実現されるであろうという期待が述べられているのである。この建言書の提出さ

明治初期における複本位制の成立

れた前年、すなわち一八七八年八月に、アメリカの提唱にもとづいて国際貨幣会議がパリにおいて開催され、銀の非貨幣化による国際通貨の不足したがって貿易の停滞が生じている問題を解決するために、銀の貨幣的機能を復活し、銀価を回復しようとする国際複本位運動が展開されていたのである。この国際的動向にしたがって、わが国においても国際複本位制の成立を希望する気運があったのではなからうか。

しかしながら、国際複本位制運動は成功するに至らず、国際市場における銀価は低落をつづけたのである。しかも、わが国においては貿易通貨である銀貨の法定比価と市場比価に隔差が生じたのみでなく、政府紙幣・国立銀行券等国内通貨の価値は、その増発によって銀貨に対して下落し、国内物価の騰貴を招いていたのである。このような通貨事情がわが国の経済発展にどのような影響を及ぼしたのであるか。

明治二十八年七月大蔵大臣松方正義宛に提出された「貨幣制度調査会報告」は、その結論として、「金銀比価ノ変動ハ寧ロ銀貨国ニ利アリテ金貨国ニ害アリト断定セサルヲ得ス」⁽⁶⁾と述べており、その銀貨国に及ぼす有利な影響として、一、金貨国に対する輸出の増進、金貨国よりの輸入減少、二、物価騰貴による農工商の好景気、三、租税其他財政収入の増加、四、労働者の需要増加等の事項をあげているのである。もちろん一方において、一、国費の増加、二、定額所得者の困窮、三、投機的企業の勃興、四、金貨国より輸入物品の騰貴、五、奢侈の弊害、六、金貨国よりの資本移入の減少等の不利な影響をあげているが、⁽⁶⁾その利害の軽重を考察する時、「其弊害ノ必スシモ深ク憂フルニ足ラ」ずとして、金銀比価の変動が銀貨国に対して有利な影響を及ぼしたことを説明しているのである。⁽⁷⁾

わが国は明治十一年五月貨幣制度を法制上複本位制にすることを定めたが、国際的経済関係においては銀貨国

第5表 金銀比価および紙幣相場

年 度	わが国の金銀比 法定比価	金1円に対する 銀の市価	銀1円に対する 紙幣相場	ロンドン市場 の金銀比価
明治11年	16.17	円 1.053	円 1.099	17.94
12年	16.17	1.105	1.212	18.40
13年	16.17	1.065	1.477	18.05
14年	16.17	1.087	1.696	18.16
15年	16.17	1.076	1.571	18.19
16年	16.17	1.102	1.264	18.64
17年	16.17	1,100	1.089	18.57
18年	16.17	1.154	1.055	19.41

(「貨幣制度調査会報告」p.12, 「紙幣整理始末」日本金融史資料第16巻,p.120)

明治初期における複本位制の成立

の立場にあったために、金銀市場比価の変動から受ける影響は一般の銀貨国と異るところはないはずである。しかし貨幣制度調査会が、

「明治最初ノ十年間ハ維新日尚ホ浅キカ為メ、次ノ十年間ハ不換紙幣増発ノ為メ、共ニ金銀価格変動ニ依テ生シタル影響ノ真相ヲ見ルコト難ク」⁽⁸⁾

と報告しているように、明治十一年より十四年に至る期間是不換紙幣の増発によって、銀貨に対する紙幣価値の激しい下落が生じ、十五年以降のデフレーション政策によって紙幣価値は漸次回復したとはいうものの、十九年一月政府紙幣の銀貨兌換が開始されるまでは銀貨と紙幣の価値に隔差が存続していたのである。したがって、紙幣によって表示される国内物価の騰貴は、輸出渋滞・輸入増加の傾向もたらず要因となるべきであるが、一方貿易通貨の基準と定められた銀の価格は国際市場において下落しつつあるにもかかわらず、わが国においては造幣価格も市場価格も金銀の国際的比価よりもはるかに高く評価されていたため、金本位国側から見ればわが国の輸出商品に対する支払条件は、銀をもって決済手段とすることによってきわめて有利なものとなっていたのである。(明治十一年より十八年に至る期間のわが国にお

第6表Ⅰ. 本邦と金貨国間の輸出入増減割合表

年次	輸入	明治11年ニ対シ 増減割合	輸出	明治11年ニ対シ 増減割合
明治11年	27,233,324円	割	16,253,992円	割
同12年	25,437,956	減 0.66	21,560,683	3.26
同13年	28,963,707	増 0.64	21,168,777	3.02
同14年	23,343,173	減 1.43	23,726,909	4.60
同15年	20,460,131	減 2.49	30,646,849	8.85
同16年	20,121,970	減 2.61	28,730,169	7.68
同17年	19,821,953	減 2.72	24,613,147	5.14
同18年	19,087,801	減 2.99	25,880,963	5.92

明治初期における複本位制の成立

(金貨国とは、イギリス、ドイツ、フランス、イタリー、ベルギー、スイス、オランダ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、トルコ、アメリカ、オーストラリアを指す。「貨幣制度調査会報告」pp.109—110.)

第6表Ⅱ. 本邦と銀貨国間の輸出入増減割合表

年次	輸入	明治11年ニ対シ 増減割合	輸出	明治11年ニ対シ 増減割合
明治11年	5,633,169円	割	9,163,930円	割
同12年	7,479,826	3.28	6,272,983	減 3.15
同13年	7,614,320	3.25	6,594,115	減 2.80
同14年	7,796,349	3.84	6,609,820	減 2.79
同15年	8,904,383	5.81	6,304,470	減 3.12
同16年	8,257,827	4.66	6,552,012	減 2.85
同17年	9,804,139	7.40	7,666,578	減 1.63
同18年	10,232,342	8.16	9,539,763	増 0.41

(銀貨国とは、シナ、ホンコン、東インド、朝鮮、シヤム、フィリッピン諸島、オーストラリア、ロシア、ペルーを指す。「貨幣制度調査会報告」pp.111—112.)

る金銀法定比価、市場比価、紙幣相場およびロンドンにおける金銀比価は第五表に見られるような状態であった。)

このように国内経済面においては紙幣インフレを起しながら国際経済的關係においては銀貨国の地位に立ち、しかも金に対し銀を高価に維持していたために、わが国は國際的銀価下落によってかえって對金本位国の輸出増進・輸入減退という傾向を招来し、國際收支面において紙幣インフレによる正貨流出の弊害が或る程度緩和される効果を享受していたと思われるのである。明治十一年より十八年までの、法制上金銀複本位制であり、国内通貨としての不換紙幣が銀貨に對してかなりの割引相場をもつて流通するという、二元的な通貨体系が存続した期間におけるわが国の輸出入額は第六表に示すような状態であった。

この表によつて知られるように、わが国と金貨国との間の貿易は輸入減退・輸出増進の傾向をたどつており、明治十一年より十八年までの間に輸入額は平均二〇%の減少、輸出額は五四%の増加をもたらし、國際收支の改善を示しているのである。また銀貨国との貿易においては輸入漸増・輸出漸減の傾向が現われており、その輸入額は平均五二%の増加、輸出額は平均二二%の減少であることが見られるのである。これによつて、わが国の對金貨國貿易はたえず平価切下を行っているのと同様の効果を享けて輸入減退・輸出増進の状態を持続したのであるが、しかも、このようにして獲得された購買力は對銀貨國貿易の輸入超過によつて減殺される關係にあつたことが察知できるのである。

明治十一年の「貨幣条例」改正以後、わが国の貨幣制度は國際通貨としては銀を基準とし、国内経済面においては正貨と實質的結合關係をもたない不換紙幣を流通手段とする体制となり、しかも、この国内通貨としての紙幣は発行量過剩のため、その額面に等しい法定銀量を購買する力を失なうに至つたのである。

明治初期における複本位制の成立

金本位国との貿易収支においては前記のような利益を享ける点があったとはいえ、それは長期的なものではあり得ず、低落しつづける銀とわが国の生産物を交換することによって交易条件の悪化をさけることはできなかったのである。さらに、この銀に対する紙幣価値の下落は物価の騰貴、経済の混乱、財政の不健全化を招来し、その結果国際通貨である銀貨と国内通貨である紙幣の統一体系の形成が貨幣制度に関する緊急問題として意識されるに至ったのである。したがって、明治十二年以後、政府保有銀貨の放出、洋銀取引所の設置等による銀貨安定政策がとられ、また明治十三年には横浜正金銀行を設立して銀価の調整機関たらしめることが企てられたのである。さらに、明治十四年以後、通貨政策の主流が経済発展に重点をおくものから経済安定を目指す方向に転換するにしたがって、横浜正金銀行の海外荷為替金融による在外正貨の獲得、銀貨兌換を本質とする日本銀行券発行の準備が進められ、明治十七年五月「兌換銀行券条例」の公布、次いで、十九年一月政府紙幣の銀貨兌換開始によって、わが国の貨幣制度は銀を基準とする統一的体系を確立するに至ったのである。このようにして、国際経済的関係における銀貨国としてのわが国の立場はいよいよ明確な姿態をもつことになり、明治三十年の幣制改革によって金本位制が確立されるに至るまで、わが国の貨幣制度は銀時代を経験するのであるが、その期間はわが国の資本主義経済体制の形成期でもあった。先進諸国が金本位制を採る傾向にあり、金に対する銀価が落勢を続けている時期に、銀を基準とする貨幣制度を採用していたことが、わが国経済の近代化に対してどのような効果をもたらしたかについてはさらに検討しなければならない問題である。

(1) 「大隈文書」A九八〇、河瀬秀治、「財政之儀ニ付建言」明治十二年

(2) 「明治貨政考要」上編、一四一頁

- (3) 「大隈文書」A三四一五、川路寛堂「現貨濫出論」、明治八年
同右、A九八〇
- (4) 「貨幣制度調査会報告」四二二頁
- (5) 同右、一一八一―一五三頁
- (6) 同右、四二六―四二八頁
- (7) 同右、四三三頁
- (8) 同右、四三三頁